38　この省令において「時価の算定に係るインプットが属するレベル」とは、次の各号に掲げる時価の算定に係るインプットの区分に応じ、当該各号に定めるレベルをいう。

一　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場（時価の算定の対象となる資産又は負債に関する取引が十分な数量及び頻度で行われていることによって当該資産又は当該負債の価格の情報が継続的に提供されている市場をいう。）において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格　レベル一

二　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、前号に掲げる時価の算定に係るインプット以外の時価の算定に係るインプット　レベル二

三　観察できない時価の算定に係るインプット　レベル三

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第五条の二　当事業年度の財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積り（この省令の規定により注記すべき事項の記載に当たって行った会計上の見積りを含む。）のうち、当該会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるもの（以下この条において「重要な会計上の見積り」という。）を識別した場合には、次に掲げる事項であって、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。

一　重要な会計上の見積りを示す項目

二　前号に掲げる項目のそれぞれに係る当事業年度の財務諸表に計上した金額

三　前号に掲げる金額の算出方法、重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に与える影響その他の重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2　前項第二号及び第三号に掲げる事項は、この省令の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、同項第二号及び第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。

（未適用の会計基準等に関する注記）

第六条の三　［略］

2　前項第三号に掲げる事項は、当該会計基準等が専ら表示方法及び注記事項を定めた会計基準等である場合には、記載することを要しない。

（金融商品に関する注記）

第九条の二　金融商品については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

［一　略］

二　金融商品の時価に関する次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

［削る］

ニ　ロ及びハに掲げる事項に関する説明

三　金融商品（前号の規定により注記した金融商品に限る。以下この号において同じ。）の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、その内訳に関する次に掲げる事項

イ　時価で貸借対照表に計上している金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の⑴から⑶までに掲げる事項

⑴　貸借対照表日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

［新設］

［新設］

（未適用の会計基準等に関する注記）

第六条の三　［同上］

［新設］

（金融商品に関する注記）

第九条の二　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法

ホ　ロからニまでに掲げる事項に関する説明

［新設］